

## 令和 3 年度予算編成及び組織・職員定数の基本方針について

令和 3 年度予算編成及び組織・職員定数の基本方針は、以下のとおりとする。

### I 予算編成について

#### 1 令和 3 年度予算編成にあたっての基本方針

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、極めて厳しい財政状況が予測される中、令和 3 年度予算編成にあたっては、「世田谷区政策方針」に掲げた 4 つの柱に基づき、区民生活の安全と安心を守り抜くための施策を最優先に、以下の基本方針等に基づき、限りある財源を効率的・効果的に配分することを基本とする。

##### <基本方針>

- (1) 極めて厳しい財政状況が予測される中、政策課題の優先順位を全庁横断で整理し、補正予算と連動させた予算編成を行う必要があることから、各部への予算枠の提示は行わないこととする。
- (2) 予算見積もりにあたっては、領域内で十分な調整を行い、令和 2 年度当初予算比 10% の減額を基本とする。
- (3) 各部はあらゆる施策について、従来どおりの継続を前提とせず、施策そのものの本質的な見直しを行い、真に必要な事業についてゼロベースにより予算を積み上げ、上記(2)を上限に、最小の経費で必要な予算を見積もること。
- (4) そのうえで、「世田谷区政策方針」に掲げた 4 つの柱に基づく施策については、施策の目的や必要性、事業の組み立てなどを明確にし、国や東京都の財源の活用の可能性を含め、必ず領域内における優先順位付けを行い、必要な予算を見積もること。

#### 2 令和 3 年度予算編成にあたっての具体的な取組み方針

##### (1) 施策事業の本質的な見直し

コロナ禍において、地域社会の置かれた環境変化を踏まえ、安全な地域生活に十分配慮し、区民生活や事業活動の維持・活性化を念頭に、新実施計画事業を含め、全ての施策事業について、必要性、有効性、公益性等あらゆる角度から徹底した検証・見直しを行うこと。

そのうえで、類似事業との統合や ICT を活用した新たな業務手法の導入などによる施策の大胆な転換、事業そのものを縮減・廃止すること

も視野に、本質的な見直しを行うこと。なお、見直しにあたっては、新公会計制度によるフルコストの分析や行政評価などを最大限に活用すること。

## (2) 財源の確保

国や東京都においては、コロナ禍における事態の展開に合わせこれまで多岐に亘る複数の施策を打ち出しており、各部はこれらの補助事業等について、常に最新の情報を遺漏なく収集し、積極的かつ主体的に活用すること。また、必要に応じ国や東京都に意見を申し出ていくなど、財源の確保に全力で取り組むこと。

極めて厳しい財政状況の中、50億円を超えるふるさと納税による大きな税源流出が続いている。各部はこうした大きな税源流出に対し、危機感を共有し、税源流出の抑制と寄附の獲得に向け、ふるさと納税を最大限活用した財源の確保に全力で取り組むこと。

## (3) 新規・拡充事業

「世田谷区政策方針」に掲げた4つの柱にあたらぬ新規・拡充事業については、新実施計画事業や庁議決定済みの事業も含め、区民生活への影響等を検証したうえで、縮小、見送りを原則とする。

## (4) 公共施設等整備経費

公共施設等総合管理計画の見直し検討中であることや、公共施設整備においては特に財政負担が大きいことから、施設の安全面等を考慮のうえ、政策経営部と施設営繕担当部で調整を行い、全庁横断的な優先順位付けによる対応とするため、原則として各部では予算の見積もりを行わないこととする。ただし、公共施設等総合管理計画に掲げる都市基盤施設の整備については、区民の安全・安心等の観点から、同計画で示した上限額の範囲において、必要性等を十分に精査のうえ、各部において必要な予算を見積もること。

## (5) 各種委託料及び電算経費

各事務事業にかかる委託料については、外部委託の必要性や経費の妥当性など徹底した見直しを行い、委託の内容、方法、範囲などを十分に精査・検証し、必要最小限の予算を見積もること。また、各種システム改修にかかる電算経費は、法改正によるものや緊急性を有するものを除き原則として休止とする。

## (6) 各種事業計画の策定等

各部が策定する各種事業計画においては、法定による計画を除き、改めて計画策定あるいは計画更新の必要性等を検証し、計画の策定や更

新そのものの見送りについて検討を行うこと。そのうえで、実施する場合においては、原則として職員による対応とし、計画策定等にかかる支援業務委託は行わないこと。

(7) イベント関連経費

状況の変化に対応し、内容・手法を見直して新たな開催方法を検討のうえ、実行委員会等と協議して、実施可能な必要最小限の予算を見積もること。

(8) その他事務経費

各事務事業等における一般需用費（主に消耗品費、印刷製本費）は、物品購入や印刷物の必要性（庁内印刷や電子媒体による対応なども含め）などを改めて検証・精査し、令和2年度当初予算比で各事務事業20%の減額を原則とし、徹底した経費の削減を行うこと。

また、施設の維持管理経費においては、施設の安全面や衛生面などを十分に考慮しつつ、仕様の見直しなど、徹底した精査を行い、令和2年度当初予算比で5%の減額を原則とし、経費の削減を行うこと。

(9) 各種補助金

コロナ禍における地域社会の変化等を捉え、「世田谷区政策方針」に掲げた4つの柱の観点を含め、あらゆる補助金の必要性や有効性などを改めて検証し必要な見直しを行うこと。

特に、余暇の充実や生活の質・利便性の向上など、一定の水準に達しているものをさらに向上させる目的の補助や、国や東京都等で定めた基準から区が独自に上乘せ補助を行っているものは、補助の必要性や有効性など、徹底した見直しを行い、真に必要な予算のみを見積もること。

(10) 人件費

「令和3年度 組織・職員定数の基本方針」に基づき、会計年度任用職員を含め、真に必要な予算のみを見積もること。

(11) 外郭団体への財政支援

「外郭団体改革基本方針」の考え方にに基づき、団体組織規律の保持等、団体の健全な経営に向けた指導徹底を行うことはもとより、極めて厳しい財政状況であることを十分に踏まえ、コロナ禍における団体の補助対象事業の見直しなどを促すとともに、各団体において留保している基金などの自主財源の最大限の活用など、財政支援のあり方を十分に精査・検証し、必要最小限の財政支援とすること。

## II 組織・職員定数について

### 1 組織について

令和3年度は、新型コロナウイルス対策の長期にわたる対応を見据えるとともに、世田谷区基本計画のもと、世田谷区政策方針に基づき政策課題の優先順位を整理し、強固な財政基盤の確立と区政の転換を図る必要がある。

組織改正に当たっては、感染症の拡大防止や自然災害への対応などの危機管理に際して各部内・各領域内で連携・協力できる機動的な体制に迅速に移行でき、区民生活に必要な通常業務は継続できる組織運営体制とすることに加え、施策事業の本質的な見直しを行い、政策方針が確実に実行できる組織体制を整備することを基本とする。

また、新たな地域行政の展開に向けた対応も見据えるとともに、新しい日常への変革に向けた取組みに対する区民の理解と活動団体や事業者など地域の幅広い主体との連携を進めるなど、コロナ禍における区民等との「参加と協働」によるまちづくりを効果的に推進・実行していく組織体制・組織運営に努めること。

各部においては、このことを十分に踏まえ、以下の点に留意し、部内・領域内で十分に精査・調整をしたうえで、組織改正に関する調書を作成するよう徹底されたい。

- (1) 組織の拡大は、法改正や事業移行への対応、政策方針に基づく最重点課題への対応を行う必要がある場合に限定すること。
- (2) 組織内の役割分担と責任の所在を明確にし、適正かつ確実なチェック機能が働く組織体制とすること。
- (3) 組織の合理的な規模を保ち、限られた人員を最大限有効に活用できる体制に努めること。
- (4) レイアウト変更は、経費や施設への負荷を考慮し必要最小限とすること。

### 2 職員定数について

令和3年度の職員定数については、前述の組織方針に掲げた組織体制の整備に向け、行政経営改革や働き方改革等の観点のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による財政見通しを踏まえ、あらゆる事業の本質的な見直しを積極的に進め、全庁的な視点による職員定数の効率的な配分を行うとともに、重点政策や緊急課題のほか、業務の効率化を推進するための取組みに対しては、以下の「3 所要人員について」の(1)～(5)を踏まえたうえで、必要な人材を投入することを基本とする。

あわせて、適切な経営感覚を持ち、新たな時代の課題に対応できる職員の人材育成に全庁を挙げて取り組み、柔軟で機能性の高い組織・人づくりを推進していくとともに、専門人材の確保・育成なども含め、緊急時においても迅速かつ機動的に対応可能な人員体制の構築を目指すこととする。

また、法定雇用率の早期の充足に向け、障害者雇用の促進に全庁を挙げて取

り組むこととする。

### 3 所要人員について

各部においては、基本方針の趣旨を十分に踏まえ、次の点に留意のうえ所要人員を算出し、調書を作成するよう徹底されたい。

- (1) 重点政策やコロナ禍における緊急課題、業務効率化の推進等に適切に人員が投入できるよう、既存の事務事業について、新公会計制度に基づく分析や行政評価の結果等を最大限に活用しながら、あらゆる事業の本質的な見直しに基づく人員の精査を行うこと。民間活力やICT等を活用した事業手法の改善を行うなど、執行体制の整理・見直しを行い、原則として部内及び領域内において人員体制の検討・調整を行うこと。
- (2) 重点政策や緊急課題に関して、特に専門的知識や経験等が必要となる場合には、外部の専門人材を活用するなど、課題解決に向けた体制を構築すること。
- (3) 会計年度任用職員の活用にあたっては、既存の職を含め、(1)の検討を踏まえたうえで、常勤職員と同様、配置の必要性と適正な人数を十分に精査すること。
- (4) 再任用職員については、組織の活性化と公務能率の向上、職務知識・技術技能の継承の観点を踏まえ、引き続き積極的・効果的な活用を図ること。
- (5) 時期により業務に繁閑のある所管については、あらかじめ部内や課内の応援体制を確立し、対応すること。

### 4 外郭団体について

外郭団体改革基本方針のもと、新実施計画（後期）における令和3年度までの改革基本方針に基づく取組みを踏まえ、外郭団体がそれぞれの専門性のもとで役割を最大限に発揮し区民サービスの向上を図れるよう、経営の自立化や人員体制の見直し、組織体制の簡素化など改革の取組みを進めるよう指導・調整すること。

また、コロナ禍における区の財政状況や地域社会の変化等を踏まえ、各団体の専門性や担うべき役割について再検討し、団体と協議しながら必要な見直しを進めること。

### 5 中長期的な組織・人員体制の検討について

組織・人員体制の検討にあたっては、基本構想、基本計画を踏まえた中長期的な目標を持ち、あらゆる事業の本質的な見直しの実施を前提とするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響などによる区民生活の基盤を支える行政需要が大きく拡大する中、民間事業者や区民活動団体の力と結びつき、サービスの質を維持・向上させることを視野に入れた検討を行うこと。

<参考>

令和3年度予算フレーム

(令和2年8月現在)  
 予算編成過程において、国の制度改革や税収の見込み等により変動することがあります。

(百万円・%)

区分	令和2年度	令和3年度			備考	
	予算額	予算額	増減額	増減率		
歳入	特別区税	125,462	109,502	△ 15,960	△12.7%	・新型コロナウイルス感染症拡大による減 △15% ・納税者数の増 +1.5%(+8,000人) ・ふるさと納税による影響 △60億円
	地方消費税交付金	20,059	17,607	△ 2,452	△12.2%	・新型コロナウイルス感染症拡大による減 △15% ・消費税率引上げによる増
	特別区交付金	53,494	40,894	△ 12,600	△23.6%	・新型コロナウイルス感染症拡大による減 △20% ・税制改正に伴う地方法人課税の見直しによる減
	国庫・都支出金	85,100	85,309	209	0.2%	・扶助費の増 ・保育施設整備費の減
	特別区債	10,340	21,283	10,943	105.8%	・減収補填債 ・満期一括償還にかかる借換債 ・本庁舎等整備 ・教育総合センター整備 ・学校改築・改修
	繰入金	7,389	15,900	8,511	115.2%	・財政調整基金(今年度の繰越金を活用することで実質の取り崩しはゼロ) ・庁舎等建設等基金 ・都市整備基金 ・義務教育施設整備基金 ・減債基金
	その他	25,890	25,036	△ 854	△3.3%	
<b>歳入合計</b>	<b>327,735</b>	<b>315,531</b>	<b>△ 12,203</b>	<b>△3.7%</b>		
歳出(性質別)	行政運営費	225,346	230,923	5,577	2.5%	
	扶助費	97,223	100,458	3,235	3.3%	・社会保障関連経費の増 ・保育運営費の増
	公債費	5,398	12,117	6,719	124.5%	・満期一括償還による増
	他会計繰出金	27,304	27,854	550	2.0%	
	その他行政運営費	95,420	90,494	△ 4,927	△5.2%	
	投資的経費	42,328	25,311	△ 17,017	△40.2%	・公共施設整備の前倒し・先送り等による減 ・玉川総合支所・区民会館改築経費の減 ・保育施設整備費の減 ・本庁舎等整備経費の増 ・学校の耐震補強工事費の増 ・教育総合センター整備費の増
	人件費	60,060	59,296	△ 764	△1.3%	退職手当の減等
<b>歳出合計</b>	<b>327,735</b>	<b>315,531</b>	<b>△ 12,203</b>	<b>△3.7%</b>		